

令和 2 年 4 月 2 1 日

○規則

小田原市公設地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市公設地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 4 月 2 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 4 7 号

小田原市公設地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市公設地方卸売市場条例施行規則（昭和 4 7 年小田原市規則第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 条～第 1 0 条」を「第 4 条の 2～第 1 0 条の 2」に、「第 1 4 条」を「第 1 4 条の 2」に、

「第 5 章 監督（第 4 6 条・第 4 7 条）
第 6 章 雑則（第 4 8 条）」を「第 5 章 雑則（第 4 6 条）」に改める。

第 3 条及び第 4 条中「卸売のため」を「せり売又は入札の方法による卸売」に改める。
第 2 章第 1 節中第 5 条の前に次の 6 条を加える。

（卸売業務の許可）

第 4 条の 2 条例第 6 条の 2 の規定により卸売の業務について市長の許可を受けようとする者は、卸売業務許可申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の略歴を記載した書類
- (4) 株主又は出資者の氏名又は名称及びその持株数又は出資の額を記載した書類
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度及び前々年度の事業報告書及び決算書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請を許可したときは、卸売業務許可証（様式第 1 号の 2）を申請した者に交付するものとする。

3 第1項の許可を受けた者（以下「卸売業者」という。）は、卸売業務許可証を市場内の見やすい場所に掲示しなければならない。

4 卸売業者は、第1項の許可を受けたときは、速やかに、誓約書（様式第1号の3）を市長に提出しなければならない。

（卸売業者の事業の承継）

第4条の3 条例第6条の8第1項の規定により事業の譲渡及び譲受けについて市長の認可を受けようとする者は、卸売業者に係る事業譲渡譲受認可申請書（様式第1号の4）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 前条第1項各号に掲げる書類

(2) 当該事業の譲渡及び譲受けに係る契約書の写し

2 卸売業者は、条例第6条の8第2項の規定により法人の合併又は分割について市長の認可を受けようとするときには、法人の合併にあつては卸売業者に係る合併認可申請書（様式第1号の5）、法人の分割にあつては卸売業者に係る分割認可申請書（様式第1号の6）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 前条第1項各号に掲げる書類

(2) 当該法人の合併又は分割に係る契約書の写し

（法人名変更等の届出）

第4条の4 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、卸売業者法人名変更等届出書（様式第1号の7）により、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

(1) 卸売の業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。

(2) 名称又は所在地を変更したとき。

(3) 定款、資本金の額又は役員を変更したとき。

(4) 株主又は出資者の氏名若しくは名称又はその持株数若しくは出資の額を変更したとき。

(5) 条例第6条の3第1号から第7号までに該当することとなったとき。

2 卸売業者が解散したときは、当該卸売業者の清算人は、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

（卸売業者の業務の停止処分等の通知）

第4条の5 市長は、条例第6条の6第2項の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、業務停止処分通知書（様式第1号の8）により当該処分の相手方

に対し通知するものとする。

- 2 市長は、条例第6条の6第3項の規定により入場の停止を命じたときは、入場停止処分書（様式第1号の9）により当該処分の相手方に対し通知するものとする。

（卸売業務の許可の取消処分の通知）

- 第4条の6** 市長は、条例第6条の7第1項又は第2項の規定により卸売業務の許可を取り消したときは、取消処分通知書（様式第1号の10）により当該処分の相手方に対し通知するものとする。

（卸売業者の事業報告書の提出等）

- 第4条の7** 卸売業者は、事業年度経過後90日以内に、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）第21条の規定による事業報告書を市長に提出しなければならない。

- 2 卸売業者は、前項の事業報告書に係る閲覧の申出があった場合には、貸借対照表及び損益計算書について、次に掲げる正当な理由がある場合を除き、閲覧させなければならない。

- (1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がされた場合

- (2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がされたと認められる場合

- (3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がされた場合

- 3 前項の閲覧は、事務所内における閲覧、インターネットの利用その他の適切な方法によりさせなければならない。

第9条中「条例第11条」を「卸売業者は、条例第11条」に、「者は」を「ときは」に、「様式第1号」を「様式第1号の11」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の承認をしたときは、卸売代行承認書（様式第1号の12）を申請した者に交付するものとする。

第9条の次に次の3条を加える。

（卸売の代行の承認の変更等）

- 第9条の2** 卸売業者は、条例第11条の規定により承認を受けた事項の変更等をしたときは、卸売代行承認変更等届出書（様式第1号の13）に、変更事項等を確認することができる書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない

ない。

(せり人の資格要件)

第9条の3 条例第12条第1項の規則で定める資格は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者でないこととする。

(せり人の名簿の記載事項等)

第9条の4 条例第12条第2項の規則で定める事項は、せり人の住所及びせり人として定めた年月日とする。

2 条例第12条第2項の名簿は、せり人名簿（様式第1号の14）によるものとする。

3 卸売業者は、条例第12条第2項の規定により当該名簿を市長に届け出るときは、次に掲げる書類を添付しなければならないものとする。

(1) せり人の職歴を記載した書類

(2) せり人が前条に規定する資格を有する者であることを誓約する書類（様式第1号の14）

第2章第1節中第10条の次に次の1条を加える。

(備付帳簿)

第10条の2 卸売業者は、次の帳簿を備え、必要事項を明確に記載しなければならない。

(1) 総勘定元帳

(2) 現金出納帳

(3) 固定資産台帳

(4) 荷受帳

(5) 売さばき台帳

(6) 荷主口座帳

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める帳簿

第11条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、買受人承認書（様式第4号）を申請した者に交付するものとする。

第11条の次に次の1条を加える。

(買受人の承認の変更等)

第 1 1 条の 2 買受人は、条例第 1 3 条第 1 項の規定により承認を受けた事項の変更等

(卸売を受ける市場の変更を除く。)をしたときは、買受人承認変更等届出書(様式第 4 号の 2)に、変更事項等を確認することができる書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

第 1 2 条を次のように改める。

(買受人の入場の停止処分のお知らせ)

第 1 2 条 市長は、条例第 1 4 条の 2 の規定により入場の停止を命じたときは、入場停止処分通知書により当該処分の相手方に対し通知するものとする。

第 1 2 条の次に次の 1 条を加える。

(買受人の承認の取消処分の通知)

第 1 2 条の 2 市長は、条例第 1 5 条の規定により買受人の承認を取り消したときは、取消処分通知書により当該処分の相手方に対し通知するものとする。

第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

(買受人補助者の承認の変更等)

第 1 3 条の 2 買受人は、前条第 1 項の規定により承認を受けた事項の変更等をしたときは、買受人補助者承認変更等届出書(様式第 6 号の 2)に、変更事項等を確認することができる書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

第 2 章第 2 節中第 1 4 条の次に次の 1 条を加える。

(買受人及び買受人補助者の承認等に係る通知)

第 1 4 条の 2 市長は、買受人及び買受人補助者の承認をしたとき、承認の変更をしたとき又は承認の取消しをしたときは、卸売業者に対し、買受人及び買受人補助者承認等通知書(様式第 7 号の 2)により通知するとともに、市場内の掲示板に掲示するものとする。

第 1 5 条に次の 1 項を加える。

2 市長は、前項の申請を許可したときは、付属営業許可書(様式第 1 0 号)を申請した者に交付するものとする。

第 1 5 条の次に次の 1 条を加える。

(付属営業の変更等の届出)

第15条の2 付属営業人は、条例第19条の規定により届出をするときは、付属営業変更等届出書（様式第10号の2）に、市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

第16条を次のように改める。

（付属営業の業務の停止処分等の通知）

第16条 市長は、条例第19条の3第2項の規定により業務の全部又は一部の停止を命じたときは、業務停止処分通知書により当該処分の相手方に対し通知するものとする。

2 市長は、条例第19条の3第3項の規定により入場の停止を命じたときは、入場停止処分通知書により当該処分の相手方に対し通知するものとする。

第16条の次に次の1条を加える。

（付属営業の許可の取消処分の通知）

第16条の2 市長は、条例第20条の規定により付属営業の許可を取り消したときは、取消処分通知書により当該処分の相手方に対し通知するものとする。

第22条第1項中「卸売のため」を「せり売又は入札の方法による卸売」に改める。

第27条及び第28条を次のように改める。

第27条及び第28条 削除

第29条中「卸売のための販売開始時刻前に」を「販売開始時刻前にせり売又は入札の方法による」に改める。

第30条第4項第1号ア中「卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）第26条第4号イ（1）から（3）まで及び（5）」を「別表第3」に改める。

第33条第1項中「卸売予定数量」を「卸売の予定数量」に改め、「同項第1号に係るものにあつては」及び「、同項第2号に係るものにあつては売買取引の方法ごとの区分に係る卸売予定数量報告書（様式第16号）」を削る。

第34条中「第37条」を「第37条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第37条第2項の規定により、その月の委託手数料の受領額を市長に報告しようとする者は、委託手数料受領額報告書（様式第19号の2）を提出しなければならない。

第37条を次のように改める。

第37条 削除

第39条の2中「第42条の2第1項」を「第42条の3第1項」に改める。

第41条の次に次の1条を加える。

(原状回復等の届出)

第41条の2 市場施設の使用者は、条例第45条第1項の規定により承認を受けた事項について、変更又は原状回復を行う場合は、市場施設原状変更承認に係る変更・原状回復届(様式第26号の2)に、必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

第43条第1項中「別表第4の1」を「別表第3の1」に、同条第2項中「別表第4の2」を「別表第3の2」に改める。

第5章を削る。

第48条第3号中「卸売のため」を「せり売又は入札の方法による卸売」に改め、同条第7号中「第54条」を「第6条の6、第6条の7、第14条の2、第15条、第19条の3、第20条、第46条の3又は第47条」に改め、第6章中同条を第46条とする。

第6章を第5章とする。

別表第1中「海草加工品類」を「海藻加工品類」に、「海草加工品」を「海藻加工品」に改める。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3 (第30条関係)

類別	品目
野菜類	かんしょ、ばれいしょ、かぼちゃ、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、たまねぎ、まめもやし、かいわれだいこん、なめこ、えのきたけ、ひらたけ及びぶなしめじ並びに野菜の加工品
果物類	かんきつ類、りんご、かき、くり、パインアップル、バナナ、キウイフルーツ並びに冷凍果実及び果実の加工品
水産物類	冷凍鯨肉以外の冷凍水産物及び生鮮水産物の加工品(湯煮又は焼干ししたものを除く。)
加工食料品類	上記以外の加工食料品

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第4条の2関係）

小田原市公設地方卸売市場卸売業務許可申請書

年 月 日

小田原市長 様

所在地

名 称

代表者の職氏名

㊞

電 話

小田原市公設地方卸売市場条例第6条の2の規定により、小田原市公設地方卸売市場における卸売の業務について許可を受けたいので、次のとおり申請します。

卸売業務の開始予定年月日	年 月 日
資本金又は出資の額	
役員 の 氏 名	
業 務 を 行 う 市 場	
取 扱 品 目	

様式第 1 号の次に次の 1 4 様式を加える。

様式第 1 号の 2（第 4 条の 2 関係）

小田原市公設地方卸売市場卸売業務許可証

卸売市場の名称

所在地

名 称

代表者の職氏名

小田原市公設地方卸売市場条例第 6 条の 2 の規定により、卸売の業務を許可する。

年 月 日

様式第 1 号の 3（第 4 条の 2 関係）

誓約書

年 月 日

小田原市長 様

所在地

名 称

代表者の職氏名

㊟

卸売市場関係法令、小田原市公設地方卸売市場条例及び小田原市公設地方卸売市場
条例施行規則並びにこれらに基づく指導等に従い、誠実かつ公正に取引を行うことを
誓約します。

様式第1号の4 (第4条の3関係)

卸売業者に係る事業譲渡譲受認可申請書

年 月 日

小田原市長 様

譲渡人 所在地
名 称
代表者の職氏名 ㊦
電 話
譲受人 所在地
名 称
代表者の職氏名 ㊦
電 話

小田原市公設地方卸売市場条例第6条の8第1項の規定により、小田原市公設地方卸売市場の卸売業者に係る事業の譲渡及び譲受けの認可を受けたいので、次のとおり申請します。

譲渡人に係る卸売業務の許可年月日	年 月 日
譲渡及び譲受けの予定年月日	年 月 日
譲渡及び譲受けをしようとする理由	
譲受人の資本金又は出資の額	
譲受人の役員の名	
業 務 を 行 う 市 場	
取 扱 品 目	

様式第1号の5 (第4条の3関係)

卸売業者に係る合併認可申請書

年 月 日

小田原市長 様

合併当事者

所在地

名 称

代表者の職氏名

㊦

電 話

合併後存続する法人又は合併により設立される法人

所在地

名 称

代表者の職氏名

㊦

電 話

小田原市公設地方卸売市場条例第6条の8第2項の規定により、小田原市公設地方卸売市場の卸売業者に係る合併について認可を受けたいので、次のとおり申請します。

合併当事者に係る卸売業務の許可年月日	年 月 日
合併の予定年月日	年 月 日
合併を必要とする理由	
合併後存続する法人又は合併により設立される法人の資本金又は出資の額	
合併後存続する法人又は合併により設立される法人の役員の名	
業務を行う市場	
取扱品目	

様式第1号の6 (第4条の3関係)

卸売業者に係る分割認可申請書

年 月 日

小田原市長 様

分割当事者

所在地

名 称

代表者職氏名

㊦

電 話

分割により卸売の業務を承継する法人

所在地

名 称

代表者職氏名

㊦

電 話

小田原市公設地方卸売市場条例第6条の8第2項の規定により、小田原市公設地方卸売市場の卸売業者に係る分割について認可を受けたいので、次のとおり申請します。

分割当事者に係る卸売業務の許可年月日	年 月 日
分割の予定年月日	年 月 日
分割を必要とする理由	
分割の種別、方法及び条件	(分割の種別：新規分割・吸収分割)
分割により卸売の業務を承継する法人の資本金又は出資の額	
分割により卸売の業務を承継する法人の役員の氏名	
業務を行う市場	
取扱品目	

様式第1号の7（第4条の4関係）

卸売業者法人名変更等届出書

年 月 日

小田原市長 様

所在地

名 称

代表者職氏名

㊦

電 話

を したので、小田原市公設地方卸売市場条例施行規則第4条の4第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更事項等

2 変更等の理由

3 変更等の年月日

様式第1号の8（第4条の5、第16条関係）

業務停止処分通知書

番 号
年 月 日

様

小田原市長 印

小田原市公設地方卸売市場条例第 条第 項の規定により、次のとおりの業務の停止を命じます。

1 業務停止期間

2 業務停止の理由

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第1号の9（第4条の5、第12条、第16条関係）

入場停止処分通知書

番 号
年 月 日

様

小田原市長 印

小田原市公設地方卸売市場条例第 条第 項の規定により、次のとおりの入場の停止を命じます。

1 入場停止期間

2 入場停止の理由

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第1号の10（第4条の6、第12条の2、第16条の2関係）

取消処分通知書

番 号
年 月 日

様

小田原市長 印

小田原市公設地方卸売市場条例第 条第 項の規定により、次のとおり
を取り消します。

取消の理由

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第1号の11（第9条関係）

卸売代行承認申請書

年 月 日

小田原市長 様

卸売業者名 ㊟

小田原市公設地方卸売市場条例第11条の規定により、卸売の代行について承認を受けたいので、次のとおり申請します。

業 務 を 行 う 市 場		
代 行 を さ せ よ う と す る 者		住 所
		氏 名
取 扱 品 目		
代行者が法人 である場合	資本金又は出資の額	
	役 員 の 氏 名	

様式第1号の12（第9条関係）

卸売代行承認書

番 号
年 月 日

様

小田原市長 印

年 月 日付けで申請のあった卸売の代行については、次のとおり承認します。

- 1 卸売代行者
住所
氏名
- 2 承認年月日
- 3 その他（特記事項等があれば記載）

様式第1号の13（第9条の2関係）

卸売代行承認変更等届出書

年 月 日

小田原市長 様

卸売業者名 ㊦

小田原市公設地方卸売市場条例施行規則第9条の2の規定により、次のとおり提出
します。

1 変更事項等

2 変更等の理由

3 変更等の年月日

※変更の場合は、変更事項等の欄に変更前と変更後が分かるように記載してください。

様式第1号の15（第9条の4関係）

誓約書

年 月 日

小田原市長 様

卸売業者名 ㊟

せり人名簿に記載されているせり人が小田原市公設地方卸売市場条例第12条に規定する資格を有する者であることを誓約します。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第11条関係）

買受人承認書

番 号
年 月 日

様

小田原市長 印

年 月 日付けで申請のあった買受人については、小田原市公設地方
卸売市場条例施行規則第11条の規定により、次のとおり承認します。

承認を受ける買受人

買受人番号

住所

氏名

（※条件がある場合は、付与する。）

様式第 4 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第4号の2（第11条の2関係）

買受人承認変更等届出書

年 月 日

小田原市長 様

住 所

商 号

氏名又は名称 ㊟

（法人にあつては、代表者の職氏名）

小田原市公設地方卸売市場条例施行規則第11条の2の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更事項等

2 変更等の理由

3 変更等の年月日

※変更の場合は、変更事項等の欄に変更前と変更後が分かるように記載してください。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第13条関係）

買受人補助者承認申請書

年 月 日

小田原市長 様

住 所

氏名又は名称

（法人にあつては、代表者の職氏名）

小田原市公設地方卸売市場条例施行規則第13条第1項の規定により、買受人補助者の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

買 受 人 補 助 者	住 所
	氏 名
買 受 人 の 番 号	

様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第13条関係）

買受人補助者承認書

年 月 日

様

小田原市長

印

年 月 日付けで申請のあった買受人補助者については、小田原市公設地方卸売市場条例施行規則第13条第1項の規定により、次のとおり承認します。

承認を受ける買受人補助者

買受人補助者番号

住所

氏名

（※条件がある場合は、付与する。）

様式第 6 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第6号の2（第13条の2関係）

買受人補助者承認変更等届出書

年 月 日

小田原市長 様

住 所

商 号

氏名又は名称 ㊟

（法人にあつては、代表者の職氏名）

小田原市公設地方卸売市場条例施行規則第13条の2の規定により、次のとおり提出します。

1 変更事項等

2 変更等の理由

3 変更等の年月日

※変更の場合は、変更事項等の欄に変更前と変更後が分かるように記載してください。

様式第 7 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第7号の2（第14条の2関係）

買受人及び買受人補助者承認等通知書

番 号
年 月 日

様

小田原市長 印

次のとおり（買受人・買受人補助者）の をしたので通知します。

1 承認等を受ける買受人又は買受人補助者

買受人（補助者）番号

住所

氏名

2 承認事項等

3 承認等の年月日

※変更の場合は、承認事項等の欄に変更前と変更後が分かるように記載し、変更が生じた理由も記載する。
※条件がある場合は付与する。

様式第10号中「第16条関係」を「第15条関係」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第10号の2（第15条の2関係）

付属営業変更等届出書

年 月 日

小田原市長 様

住 所

氏名又は名称 ㊟

（法人にあつては、代表者の職氏名）

を したので、小田原市公設地方卸売市場条例施行規則第
15条の2の規定により、次のとおり提出します。

1 変更事項等

2 変更等の理由

3 変更等の年月日

備考 変更の場合は、変更事項等の欄に変更前と変更後が分かるように記載してくだ
さい。

様式第 1 1 号を次のように改める。

様式第 1 1 号 削除

様式第 1 6 号を次のように改める。

様式第 1 6 号 削除

様式第 1 9 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第19号の2 (第34条関係)

委託手数料受領額報告書 (月分)

年 月 日

小田原市長 様

卸売業者名 ㊟

小田原市公設地方卸売市場条例施行規則第34条第2項の規定により、次のとおり報告します。

取 扱 品 目	販 売 金 額	定 率	受 領 額

備考 上記の内容を別紙として取りまとめてもよい。

様式第 2 2 号を次のように改める。

様式第 2 2 号 削除

様式第 2 6 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第26号の2 (第41条の2関係)

市場施設原状変更承認に係る変更・原状回復届

年 月 日

小田原市長 様

住 所

商 号

氏名又は名称 ㊞

(法人にあつては、代表者の職氏名)

小田原市公設地方卸売市場条例第45条第1項の規定により承認を受けた事項につき変更・原状回復が生じたので、次のとおり届け出ます。

使 用 施 設 名	
変 更 ・ 原 状 回 復 し た 事 項	
変 更 ・ 原 状 回 復 の 内 容 及 び 理 由	
備 考	

様式第 29 号及び様式第 30 号を削る。

附 則

この規則は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。